

7吹福障第2340号  
令和8年2月2日  
(2026年)

障がい福祉サービス等事業所 各位

吹田市福祉部障がい福祉室長

### 障がい福祉サービス等に係る契約内容報告書の取扱の変更について（通知）

平素は、本市障がい福祉行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。 「介護給付費等に係る支給決定事務等について」等の一部改正について」（令和7年7月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課連名事務連絡）において、「市町村の判断により、契約内容報告書の提出を省略することができる。」との内容が追記されたことを受け、下記のとおりの取り扱いとしますので、御留意くださいますようお願いします。

記

- 1 契約終了の場合のみ、現行どおり書面での「契約内容報告書」の提出をお願いします。
- 2 国民健康保険団体連合会から市に伝送される請求明細書情報において契約内容の確認ができない等の場合には、個別に「契約内容報告書」の提出について御連絡をさせていただきます。

なお、各事業所におかれましては従前どおり、契約内容の記録を適切に管理いただきますよう、引き続き御対応をお願いします。

御不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

<問合せ先>  
吹田市 福祉部 障がい福祉室  
基幹グループ・支給管理グループ  
TEL：06-6384-1348（直通）  
FAX：06-6385-1031  
Mail:kikan-shogai@city.suita.osaka.jp